

公正証書遺言とは

公正役場で公証人に作成してもらう遺言書のことです。(民法 969 条)

この遺言方法は、最も法的な有効性が高いといえます。

公正証書遺言を作ってもらうには公証人の手数料が必要となり、手数料は相続財産の額によって変わります。

遺言者が遺言内容に悩む場合でも、司法書士や行政書士が適切なアドバイスを提供し、最適な遺言書作成を手助けしてくれます。

遺言者が体力的に弱ったり病気で公証人役場に行けない場合は、公証人が自宅や病院に出張して遺言を作成することも可能です。

遺言書において、

司法書士法人等を遺言執行者を選んでおくこともできます。

遺言執行者とは、相続発生後に遺言内容(誰に、何を、どれだけ相続させるか)を実現する役割の人で法律上、役割や義務が決まっています。

具体的には、相続人関係者への連絡や財産調査・財産開示、遺産承継手続きとして各種名義変更や分配などの法律事務を担います。



メリット

- 改ざんや紛失の恐れがない
- 紛失した場合、何度でも再発行してもらえる
- 公証人や法律の専門家の関与で間違いのない遺言内容にできる